

千葉大学新型インフルエンザ (H5N1) 対策行動計画

千 葉 大 学

(平成21年4月 改訂)

千葉大学新型インフルエンザ（H5N1）対策行動計画

目次

1 行動計画の基本方針

2 新型インフルエンザの定義

- (1) 法律で定められた新型インフルエンザの位置づけと扱い
- (2) 新型インフルエンザの発生段階と状態

3 管理体制の整備

- (1) 新型インフルエンザ調整会議
- (2) 新型インフルエンザ対策ワーキンググループ
- (3) 危機対策本部（新型インフルエンザ対応）

4 管理組織の機能

- (1) 前段階（未発生期）における組織の機能
- (2) 第一段階（海外発生期）以降における組織の機能

5 新型インフルエンザ情報の収集・伝達・公表

- (1) 新型インフルエンザ情報の伝達体制の確立
- (2) 総合安全衛生管理機構の役割
- (3) 外国人留学生・研究者への配慮、海外留学している日本人学生・研究者への対応
- (4) 大学本部（西千葉）と遠隔学部との連絡

6 教育研究活動の継続の可否に関する措置等

- (1) 休校措置等
- (2) 学生寮・留学生寮の管理運営
- (3) パニック及び差別偏見の防止

7 段階ごとの対応

- (1) 前段階（未発生期）
- (2) 第一段階（海外発生期）
- (3) 第二段階（国内発生早期）
- (4) 第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）及び第四段階（小康期）

1 行動計画の基本方針

近い将来出現するであろう新型インフルエンザによる健康被害を最小限に抑え、大学が果たすべき教育・研究・社会貢献への新型インフルエンザの影響を可能な限り少なくするため、権限と責任を伴った組織および体制を作り、その指揮系統下で職員・学生が大学として秩序ある行動ができるよう本計画を策定する。なお、医学部附属病院の職員は新型インフルエンザ流行時、当該疾患の診療等に従事するため別途行動計画を策定する。

2 新型インフルエンザの定義

(1) 法律で定められた新型インフルエンザの位置づけと扱い

感染症における分類では指定感染症であり、学校保健法では第一種の感染症とみなされる。感染症法では1類から3類の扱いに順じ、学校保健法では医師が伝染のおそれがないと認めるまで出席停止である（附表(1)(2)参照）。

(2) 新型インフルエンザの発生段階とその状態

WHO が提示したものを参考に、政府行動計画において決定された「発生段階と状態」は下表の通りである。

発生段階	状態	
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

3 管理体制の整備

前段階（未発生期）においては、発生時の円滑な対応のため管理・検討体制を整備する。

また、第一段階（海外発生期）に移行した場合は、危機対策本部を設置する。

(1) 新型インフルエンザ調整会議

- ①調整会議委員は、学長、理事、総合安全衛生管理機構長、医学部附属病院感染症管理治療部長及びその他会議が必要と認めた者とする。
- ②学長を調整会議議長とする。
- ③新型インフルエンザ調整会議は必要に応じて随時開催し、会議の運用については別に定める。

(2) 新型インフルエンザ対策ワーキンググループ

- ①新型インフルエンザ調整会議の下にワーキンググループを設置する。
- ②ワーキンググループに主査、副主査を置き、その他ワーキンググループが必要と認めた者及び事務職員によって構成する。
主査は総合安全衛生管理機構長、副主査は医学部附属病院感染症管理治療部長をもって充てる。
- ③その他、ワーキンググループの運用については別に定める。

(3) 危機対策本部（新型インフルエンザ対応）

第一段階（海外発生期）に移行した時点において、国立大学法人千葉大学危機管理規程第8条に規定する「危機対策本部（新型インフルエンザ対応）」を設置する。

- ①危機対策本部は、学長を本部長とし、以下の者を本部員とする。
理事、医学部附属病院長、総合安全衛生管理機構長、医学部附属病院感染症管理治療部長
- ②危機対策本部に副本部長を置き、本部長が指名する理事をもって充てる。

4 管理組織の機能

(1) 前段階（未発生期）における組織の機能

- ①新型インフルエンザ調整会議は、新型インフルエンザに関する有識者等からの情報・提言を受けて、随時必要な検討を行う。
- ②検討にあたって、必要な作業をワーキンググループに命じ、作業結果の報告を受ける。
- ③報告等に基づいて、大学の取るべき方策を判断し全学に周知する。

(2) 第一段階（海外発生期）以降における組織の機能

- ①行動計画に沿って、危機対策本部を設置する。
- ②危機対策本部は、学生・教職員への健康被害防止もしくは健康被害を最小限に抑えけるとともに、大学の機能への影響を可能な限り少なくするため、適切な判断・対処を行う。
- ③新型インフルエンザの沈静化及び対処の終了をもって、危機対策本部を解散する。

5 新型インフルエンザ情報の収集・伝達・公表（図1. 参照）

（1）新型インフルエンザ情報の伝達体制の確立

- ①学生・教職員に迅速に伝達する必要がある情報については、学内一斉配信メールにより直ちに発信する。また、同時に公表するものについてはホームページに掲載する。
- ②その他、重要な事項に関する情報については、部局ごとに学生・教職員に対して電子メール、電光掲示板、ポスター等により伝達する。
- ③学生の保護者に対する個別連絡は、部局ごとに行う。
- ④以上の伝達が円滑に行われるよう、学生の最新のメールアドレスの把握、保護者への連絡体制及び職員連絡網の整備を行う。

（2）総合安全衛生管理機構の役割

- ①厚生労働省、文部科学省、外務省、千葉県及び県教育委員会の発する情報を常時収集・管理し、必要に応じてこれらの情報を新型インフルエンザ調整会議または学生・教職員等へ提供する。
- ②学生・教職員に患者が発生した場合は、部局で状況を把握し、部局は逐一総合安全衛生管理機構に報告を行う。この際、平日に限らず土日祝日も含まれる。総合安全衛生管理機構は、設置された危機対策本部に至急情報を提供する。
- ③総合安全衛生管理機構の業務が円滑に行われるよう、各部局において予め新型フル連絡担当者を複数名指名しておく。また、連絡方法は原則としてメール配信またはファックス通信によるものとし、メールアドレス及びファックス番号は総合安全衛生管理機構に専用のアドレスを設ける。
患者発生状況は、プライバシー保護に留意しつつ定期的に本学ホームページに掲載公表する。

（3）外国人留学生・研究者への配慮、海外留学している日本人学生・研究者への対応

- ①日本語の理解が不十分な留学生への重要事項の伝達は、予め日本語のわかる友人等のネットワークを確認・把握しておく。
- ②外国人研究者への重要事項の伝達は、当該部局の教員の支援が必要と考えられ、予め支援を担当する者を決めておく。
- ③海外に留学している日本人学生及び研究者については、所属する各部局、学生部留学生課、学術国際部国際企画課において、あらゆる手段で連絡を取れるようにしておく。

（4）大学本部（西千葉）と遠隔学部との連絡

新型インフルエンザの流行まん延により、遠隔地間の移動が好ましくなくなった場合を想定して、テレビ電話会議システム等の設置が望まれる。

6 教育研究活動の継続の可否に関する措置等

(1) 休校措置等

新型インフルエンザが発生した場合、もしくは流行状況により、大学として休校・閉校（定義は附記参照）する必要が生じると考えられる。

この際、危機対策本部が諸行政機関からの指導や独自判断で行うこととなる。

また、休校・閉校の解除については、諸行政機関からの情報を参考に危機対策本部が決定する。

★休校措置となる場合を想定し検討しておくべき事項

- ①学生では公欠、職員では公休に関する取り決め
- ②休校期間の必要職員及びその員数
- ③閉校に関する判断基準
- ④休校解除の判断基準
- ⑤休校期間の授業補償に関する取り決めと授業の再開方法

(2) 学生寮・留学生寮の管理運営

帰省・帰国できなかった学生への支援

(3) パニック及び差別偏見の防止

新型インフルエンザ流行の襲来によるパニック及び罹患者への差別偏見が起きないように、平時に新型インフルエンザに関する教育活動を行う必要がある。

7 段階ごとの対応

(1) 前段階（未発生期）

- 1) 新型インフルエンザ危機管理に関する教育・情報発信
 - ①世界での新型インフルエンザ誕生の可能性
 - ②新型インフルエンザの感染様式
 - ③新型インフルエンザの予防に関する基本的事項
 - ④新型インフルエンザ危機への大学の体制
 - ⑤大学からの指示伝達方法の周知
 - ⑥大学への罹患情報伝達方法の周知
- 2) 休校措置のシミュレーション
- 3) 学内での患者発生時の対応マニュアルの作成
- 4) 大学での消毒用アルコールとマスクの備蓄（総合安全衛生管理機構）

(2) 第一段階（海外発生期）

- 1) 新型インフルエンザ危機対策本部の立ち上げ
- 2) 新型インフルエンザ危機管理に関する情報発信
 - ①海外での発生状況
 - ②海外での新型インフルエンザの症状、感染ルート
 - ③手洗い、うがい、マスクの有効性
- 3) 第二段階になる可能性を考え、大学当局と学生・教職員間の情報伝達法の確認
- 4) 患者発生国または周辺国への海外渡航の自粛
- 5) 患者発生国または周辺国からの帰国者への対応
- 6) 留学中の学生への注意喚起
- 7) 入学試験の延期等に関する検討
- 8) 研究継続のための特別体制の検討

(3) 第二段階（国内発生早期）

- 1) 学内一斉メールによる第二段階への移行周知
- 2) 新型インフルエンザ危機管理に関する情報発信
 - ①国内での発生状況
 - ②国内での新型インフルエンザの症状、感染ルート
 - ③手洗い、うがい、マスクの励行指導
- 3) 休校準備開始
- 4) 職員の特別勤務態勢準備
- 5) 海外渡航禁止
- 6) 課外活動、対外試合等禁止
- 7) 学会等集会への参加自粛

(4) 第三段階および第四段階

- 1) 学内一斉メールによる第三段階への移行周知
- 2) 新型インフルエンザ危機対策本部機能の強化
- 3) 学生への帰省奨励
- 4) 職員の特別勤務態勢
- 5) 休校実施
- 6) 閉校の検討
- 7) 研究継続のための特別体制開始（大学院生は原則として来学禁止）
- 8) 千葉県での感染状況に関する情報収集、ホームページによる広報
- 9) 患者発生の情報収集
 - ①学生：学部、学籍番号、氏名、性、生年月日、発症月日、症状、療養場所、受診医療機関、連絡場所と方法

②職員：所属部局、氏名、性、生年月日、発症月日、症状、療養場所、受診医療機関、
連絡場所と方法

- 10) ホームページへの学生・職員患者発生状況掲載
- 11) 1人暮らし（アパート、寮）学生への支援
- 12) 感染者への曝露者に対する相談応需
- 13) 流言・誤情報への対処
- 14) 保護者、マスコミなどへの対応専門職員の確保
- 15) 発病後治癒者の把握とボランティア活動の依頼
- 16) 休校・閉校の解除検討

附記（１）

【休校と閉鎖の定義】

大学休校：講義、実習・実験、サークル活動、ボランティア活動の停止、および学内の商業施設の閉鎖。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障を来すような実験は継続できる。

大学閉鎖：行政からの指導または大学の自主判断で、実験生物の飼育を除いたほとんどの機能を停止した状態で、キャンパス内への出入りは原則禁止。キャンパスを管理する必要最小限の職員が入構できる。

附表（１）

【感染症法による感染症の類型と新型インフルエンザの位置づけ】

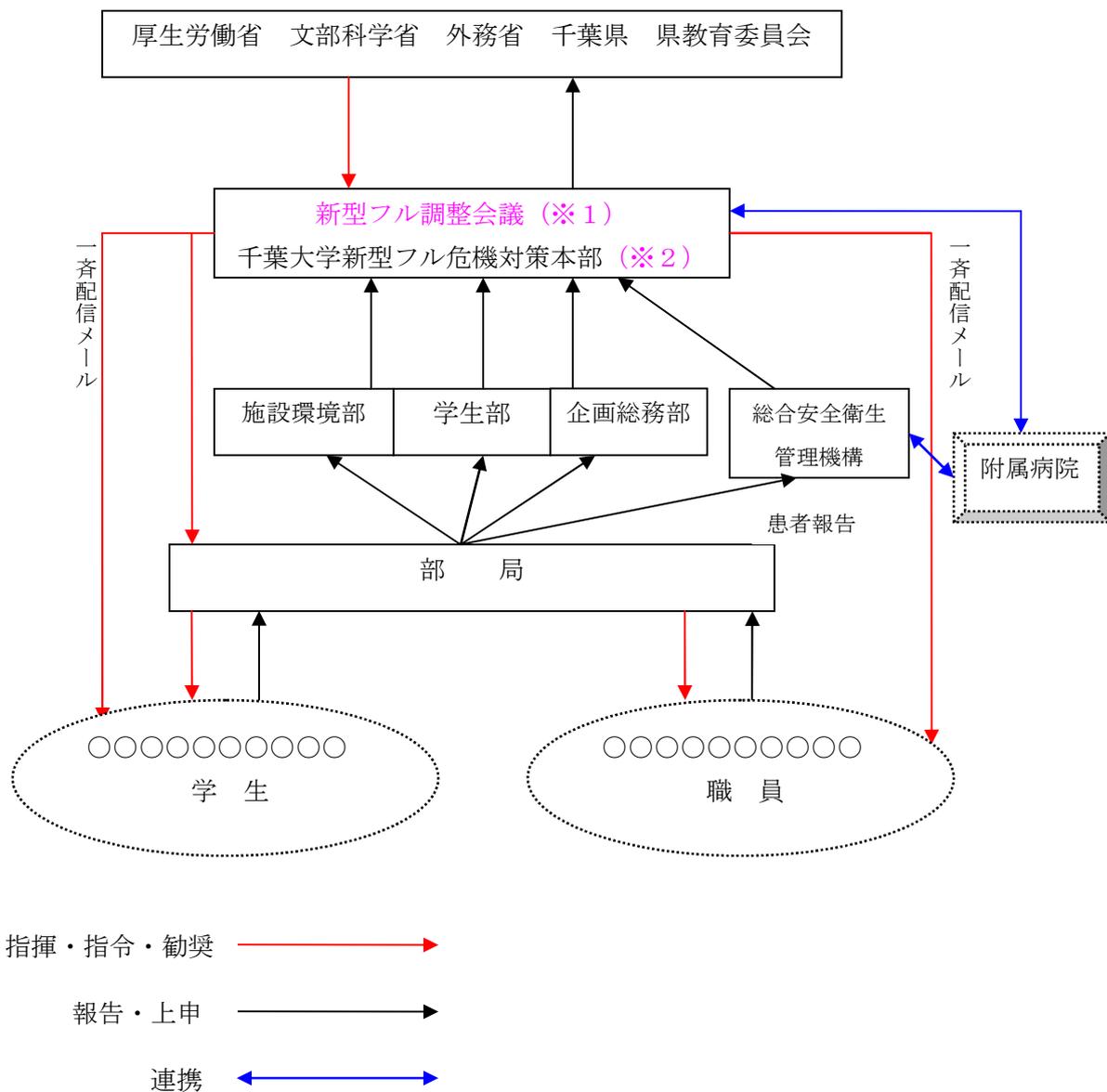
類 型	感 染 症	備 考
1 類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が極めて高い感染症 医療費：入院は公費
2 類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が高い感染症 医療費：入院は公費
3 類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が高くないが、特定の職業（食品を取り扱うような職業）への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症 医療費：保険診療
4 類感染症	E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（H5N1 を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、そのほか政令で定めるもの。	これまでの 4 類感染症のうち、媒介動物の輸入規制と、消毒、ねずみ等の駆除、物件に係る措置を講ずることができる感染症
5 類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、その他省令で定めるもの。	従来どおり発生動向調査のみを行う感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ（H5N1）については強い感染力が想定されること、発生直後からまん延防止策を実施することが必要であることなどから、都道府県知事と検疫所との連携の強化、発生および措置等についての情報公表、感染していると疑うに足りる正当な理由のある者に対する健康状態の報告要請、外出の自粛等の協力要請、関係自治体を実施した措置の経過報告等の規定が創設された	一類感染症と二類感染症の中間的扱い

附表（２）

【学校保健法による伝染病の種類と新型インフルエンザの扱い】

種 類	伝 染 病	備 考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	学校等の長は、治癒するまでの間（医師が伝染のおそれがないと認めるまでの間）、出席停止の措置を講じることができる。
第二種	①インフルエンザ、②百日咳、③麻疹、④流行性耳下腺炎、⑤風疹、⑥水痘、⑦咽頭結膜熱及び⑧結核	出席停止期間：①解熱後２日まで、②特有の咳が消失するまで③解熱後３日まで、④耳下腺の腫れが消失するまで、⑤発疹が消失するまで、⑥すべての発疹がかさぶたになるまで⑦主要症状消失後２日まで、⑧伝染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病	
指定感染症	<u>新型インフルエンザ（H5N1）</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、第一種の伝染病とみなす。</u>

図 1. 千葉大学新型インフルエンザ対策に関する情報の流れ



※1 前段階（未発生期）における対応

※2 第一段階（海外発生期）以降における対応

千葉大学新型フル調整会議要項

(趣旨)

第1 新型インフルエンザ（以下「新型フル」という。）の国内外の発生時に備え、千葉大学として迅速かつ適切に対処するため、千葉大学新型フル調整会議（以下「会議」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総合安全衛生管理機構及び有識者から得た新型フル情報についての特に必要な検討に関すること。
- 二 新型フル発生時における危機対策本部の活動に関すること。
- 三 その他新型フルについて特に重要な事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 総合安全衛生管理機構長
- 四 医学部附属病院感染症管理治療部長
- 五 その他会議が必要と認めた者

(議長)

第4 会議に議長を置き、議長は学長を持って充てる。

(会議委員以外の出席)

第5 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(新型フルワーキンググループ)

第6 会議は、新型フル対策に係る作業を行うため、新型フルワーキンググループを置く。

2 新型フルワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7 会議の庶務は、企画総務部職員課及び学生部学生支援課の協力を得て、企画総務部総務課が行う。

附 則

この要項は、平成21年 4月 1日から実施する。

新型フル対策ワーキンググループ要項

(設置)

第1 新型インフルエンザ（以下「新型フル」という。）に関する事項について必要な検討・作業を行うため、千葉大学新型フル調整会議（以下「会議」という。）の下に、新型フル対策ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

(業務)

第2 WGは、次の事項について検討・作業を行う。

- 一 総合安全衛生管理機構及び有識者から得た新型フル情報をもとに、新型フル対策に必要な事項に関すること。
- 二 新型フル調整会議から指示を受けた事項に関すること。
- 三 その他新型フルにおける重要な事項に関すること。

(構成)

第3 WGは、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総合安全衛生管理機構長
- 二 医学部附属病院感染症管理治療部長
- 三 西千葉及び亥鼻地区教員のうちから主査が指名する者
- 四 企画総務部、学生部及び施設環境部職員のうちから主査が指名する者
- 五 その他WGが必要と認めた者

(主査及び副主査)

第4 WGに主査及び副主査を置く。

- 2 主査は総合安全衛生管理機構長をもって充て、副主査は医学部附属病院感染症管理治療部長をもって充てる。

(庶務)

第5 WGの庶務は、企画総務部職員課及び学生部学生支援課が行う。

附 則

この要項は、平成21年 4月 1日から実施する。